





設置後は適切な維持管理を

ています。

※騒音地域は、特例により補助金 くは環境衛生課(☎20 - 153 の限度額が異なります。くわし

います。 清掃・法定検査)が義務付けられ 維持管理費補助金 化槽の設置費用の一部を補助して を除去する高度処理型合併処理浄 する人に、設置費用の一 しています(下表①)。 印旛沼流域に限り、窒素、リン 市では、 合併処理浄化槽を設置した人 浄化槽が正常に機能するよう 適正な維持管理(保守点検・ 合併処理浄化槽を設置 一部を補助

合併処理浄化槽の補助金(限度額)

理浄化槽の維持管理(保守点検・ 槽によって異なりますが、合併処

清掃)に掛かった額の2分の1相

制度を設けています。補助額は人

市では、この維持管理費に補助

当額です(下表②)。

ロげ処理が化信の他の金(阪及領)						
①設置費補助金					②維持管理費補助金	
人槽区分	通常型合併処理浄化槽		*	*		
	新 規 (新築・増築・建て替え)	* 単独処理浄化槽、 くみ取り便所から の転換	高度処理型浄化槽(窒素除去型)	高度処理型浄化槽 (窒素・リン除去型)	人槽区分	補助額
5人槽	220,000円	332,000円	444,000円	528,000円	5人槽	18,000円
6~7人槽	276,000円	414,000円	486,000円	693,000円	6人槽	21,000円
8~10人槽	364,000円	548,000円	576,000円	963,000円	7人槽	24,000円
11~20人槽	626,000円	939,000円	1,092,000円	_	8人槽	27,000円
21~30人槽	980,000円	1,472,000円	1,860,000円	_	10人槽	33,000円
31~50人槽	1,358,000円	2,037,000円	2,496,000円	_	11~50人槽	33,000円

^{*}表中の限度額に、単独処理浄化槽から転換するときは18万円、くみ取り便所から転換するときは10万円が上乗せされま す(新築・増築・建て替えは除く)